



宇城市子ども医療費助成制度



宇城市では、医療費負担の軽減と児童の健全育成を図るために、子ども医療費助成制度を実施しています。

対象者は？

宇城市内に居住（住民登録）し、健康保険に加入している0歳から高校卒業（18歳になった日以後最初の3月31日）までの児童（※所得制限はありません）

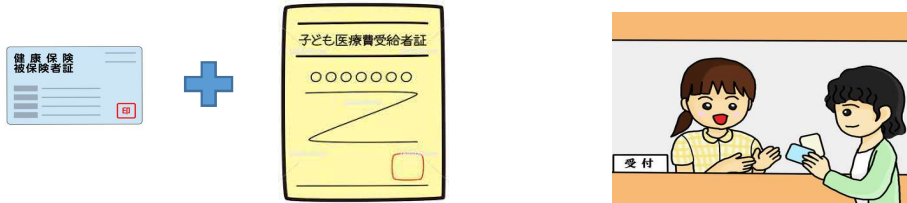
助成の範囲は？

保険診療による医療費の一部負担金の金額を助成します。



- 入院時の差額ベッド代や文書料、予防接種等、保険給付の対象とならないもの（自費分）は対象外です。
- 学校管理下での災害による診療の場合で、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」の対象となる場合は、子ども医療費助成対象とはなりません。

病院にかかるときは？

健康保険証と一緒に「宇城市子ども医療費受給者証」を提示してください！



助成の内容は？（受給者証の色によって、助成内容が違います。）

ピンク色の受給者証		水色の受給者証	
乳幼児	【対象年齢】 出生～満6歳に到達し、最初の3月31日を迎えるまで（小学校入学まで）	児童	【対象年齢】 満6歳に到達した最初の4月1日から、満18歳に到達した最初の3月31日を迎えるまで
	【自己負担】 なし 		【自己負担限度額】 保険医療機関・薬局ごとに  外来：月額上限1,000円 入院：月額上限2,000円

※下記の場合は、償還払いとなります。子ども医療費受給者証は使用できませんが、助成の対象です。チラシ裏面を参照し、償還払い（払い戻し）の申請をしてください。

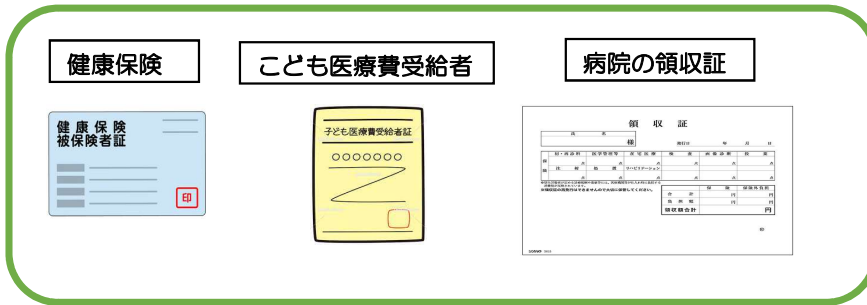
- 入院したときや熊本県外の病院を受診したとき
- 病院での医療費の支払いが21,000円以上になる場合（1医療機関ごと。入院、外来は別）
- 病院や薬局で受給者証の提示がなかった場合
- 鍼灸院や整骨院等の施術を受けたとき

※払い戻しの申請については裏面をご覧ください



🍀 払い戻しを受けるには？ ※2つの方法があります

①市役所窓口で申請



これらを持って市役所窓口へ

②オンライン申請 (LINE申請)

LINEで「宇城市」を友達追加すれば、申請ができます。
友達追加後に、下記のQRコードを読み込んで申請して下さい。



申請場所：本庁1階 ⑦医療保険課 医療政策係 または 各支所総合窓口課

【お願い！】

補装具（コルセット、治療用メガネ等）を作成した場合や高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、健康保険からの払い戻しを受けた後に、子ども医療費助成申請をしてください。（健康保険からの支給決定通知をお持ちください）

🍀 申請期限はいつまで？

- 診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して**1年以内**です。
（例：R5.5月診療分→R6.5月末まで）
- 診療月の**翌月**から申請ができます。

🍀 いつ振り込みされるの？

毎月20日までの申請について、原則、翌月第3木曜日に振込みます。

※ただし、高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、その手続きを先にしてください。

支給された金額の分かる支払通知書等を提出後に医療費助成をします。（宇城市国民健康保険に加入の方については、市で確認しますが、診療月から3か月後の振込みになります。）

🍀 下記の場合は、届出が必要です。オンライン申請ができます！

- 加入している健康保険が変わったとき（内容変更）
- 住所・氏名等、受給者証の内容に変更があったとき
- 振込口座を変更するとき（受給者名義の口座に限る）
- 生活保護を受けることになったとき（受給者証の返却）
- 転出するとき（受給者証の返却）
- 受給者証をなくしたり、汚れたりしたとき（再交付申請）

【必要なもの】

- 受給者証
- お子さまの健康保険証
- 振込先が分かる通帳等

オンライン申請は
こちら→

内容変更
(保険・口座・氏名等)



出生・転入



再交付



🍀 ご不明な点等がございましたら下記までお尋ねください

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地
宇城市 医療保険課 医療政策係 TEL：0964-32-1417（課直通）